

HAND IN HAND

はんど いん はんど

低賃金と再就職のハンデに泣く女たち

④秋の日はつるべおとしーとはよく言ったものです。美しい夕焼けも栗の匂、仕事を終えて窓外を見るともうま、暗。家路をたどる時のそこはかとない寂しさ。この季節のせいでしょうか。私のまわりには落ちこんでいふ人が少なくありません。彼女たちに共通しているのは「生活の不安」です。ある人は2人の子供を抱え、月10万円の見習い社員。ある人は交際費こみの10万でパート代に追われています。彼女たちは「再婚したくはなっちゃう」とつぶやきます。社会保険もなく、将来の不安は大きく、毎日、生活のやっつけに追われています。やっつけばかりになって誰でもいいから再婚するかという気にもなろうというものです。

④1981年12月の東京都公共職業安定所の賃金ディスプレイ情報によると、再就職する方の中途採用の女性の月額賃金(税込み、基準内賃金)は技能工・生産工程の職業(30~34才10万5千円)(35~44才9万9千円)単純労働(30~34才3万5千4百円共10万円)事務的職業(30~34才12万9千4百円)(35~44才12万5千4百円)となっています。女性が家庭に入った家事育児という大切なことをしてきたことは、このようにハンデとしかならぬのです。30代40代の男性なら初任給で賃金はアツク2倍なのに、女性は年と共にさがってしまいます。それでも上記のような正社員にならなければまたいいですが、乳幼児がいると残業もできず、パートの取(つ判日給)では、病欠などでさらに月収は少なくなります。女性の賃金が男性をみになり、再就職のハンデがなくなれば、やっつけで再婚したいとつぶやく人もなるといでしょう。それまでは秋が深まるたびにあらこむしかないのでしょうか。女が一人で安心してくらせるのはいつのことでしょう。(1982.10.1 円刊子)

逐次刊行物

13.2.14

国立女性教育会館

女性教育情報センター

20

頼りにならない父親と調停委員

— 18号のお便りにいたえて —

第18号紙上で、「子供が二人いて、上の中学生が喘息で医療費がかかっている。私立高校へ進学したいので、養育費を現在の毎月5万円から7万円への値上げを家裁に申し立てたところ、二人の調停委員にクソミンに言われた。生活はきびしく自分の老後と心配だ。」という、アエは、その後と申し立てを続けていますか、思うような結果は出ていません。

これに對してのお便りがありません。私にも、喘息の男の子がいますが、公費認定患者としての治療を受けているので、医療費はすべて無料です。くわしいことは区の保健所に問い合わせると良いと思います。また、本人が本気で進学を希望するならば、私立高校の費用にすることも金額とはいかなくとも、入学金及び月謝を公的機関から手続き次第で借りることができます。私の経験では一番たよりにならないのは、子供の父親と、調停委員でした。特に調停委員の暴言に腹立たしい思いをしたのは、私ひとりではないと思います。改善されるべき問題ですね。私は、如才を目前にしていますが、のんきなせいか、老後の心配など、全くしていません。アエで老後とは、少し早いのではありませんか。」

「かわいそうねえはいらぬおせっかい」

★小学校三年生のひとり息子は、学童保育があるのを安心して仕事ができ、助かります。夏休み中、勤務の為に、町内の一日小旅行に参加できないと申し出る。子供会の世話人が息子にむかって非常に気の毒さうに、「かわいそうにねえ。まっとう日にお母さんに連れて行ってもらいなさいね。」と言いました。子供は、月に2回父親に会い、遊びに行くと、母親の勤務でどういふことに参加できない事も承知している。少しも、「かわいそう」ではないのです。全くいらぬおせっかいを言う人がいるのです。(沼津市・アエ)

「貧乏ぐらゐが当然なのか」

★離婚を考へて5年、調停で話し合せて別居する様になって、一年二月になります。中学生と大学生の二人の子供をかかえ、夫からの4〜6万円の生活費ではとてもおいつかず、パート勤めと内職で、夜まで働いています。離婚と同じ様な状態なのに、戸主である夫がいるために、福祉の保護も公営住宅にも申し込めず、子供のこと、自分の内職の為のスペース、通勤の便を考へて、足を棒にして探した住まいですが、「今のあなたには、ここはせめてく過ぎる。」と言われ、「国立なら」と、私立大学へ子供を通わせるなど、信じられない。と、まるで私の様な者は、こんな貧乏ぐらゐをしていないと、気がすま

ないような言われ方をします。それを言うのが、たいてい親しい人、同性なのに、少しとわかつてくれない……悲しく思います。(大阪市)

「差別と貧困と戦う日々」

★私は、現在小学校六年の女兒と二人でくらっています。離婚後23年は、夫と養育費を送ってきましたが、今では何の音沙汰もありません。私は障害があるので、家の中でする仕事をしています。ほんといんばんと読むと、私よりは、皆さんはずっといいなと感じます。私は、いつも差別と貧困と戦っています。いつになったら、幸福に平和にくらせる日がくるでしょうか。(茨城県)

「男性社会で生きづらい男になる」

★男性からの投書が少なく予想される中、あえてお便りします。結婚生活12年で離婚して2年目。仕事と順調です。出張が多く、国外で女性と接するようない機会を多くのですが、どうしても見知らぬ女性と遊ぶようなことが、私にはできません。街で姿の良い女性を見かければ、つい見とれますが、それだけです。男ですから、定期的には遊ばないと、という時があります。それと、どこへも遊ぶに行かず、ひとりでもまんじります。男には、性的に女性のない淋しさも不都合もないだろう、と言われますが、自分の様に弱い男であることを知ってもらいたいと思います。世の中の人、男なので、空聞の

淋しきはないと、考えているのです。先のことを考えると、いつとどうしよう、と不安になります。

(30代・会社員)

ひとりできらりす不安

☆以前、離婚講座のお茶会に出席したことがあります。30人くらい集まり、人の中で子供のいないのは、私だけでした。同様に、おっしゃることは、「子供の為に」という言葉でした。今、別居生活をしていて、自分ひとりの為に生きることは、むずかしいことだと、つくづく思うようになりました。夫や、子供など、誰かの為に生きる方が、かんたんなのではないかと思えます。また、それだけの手ごたえあるのだと、思います。今、私は何の為に、誰の為に生きていくのかを、考えています。みなさんがおっしゃる「子供の為に」というような強いものを精神的に持って、いたり、とつくづく考えます。仕事をしています。が、これから先ずっとどこまで働ける状態ではないし、将来のことを考えると、恐くなります。

(東京・36才・別居)

第16回の「はんどん」は中止でした。

はんどんの会

9月16日の会は、テーマが「性について」でした。前日ギリギリまで待つこと、申し込みが、一人なので中止することにしました。「性」といって、男性・女性の性、セックス、父性・母性ということ、広い意味があるのか、どの話になるかと楽しみにしていたのに残念でした。と、意味を限定

した方がよかったのではないかと。とどかく「性」について話し合うことで、ある種の人にも共感すること、自分の生き方を変えられたいということが、あったかと思いません。

アンケートのお願い

離婚した人達が、どの様にならしてしているのか、なかなか、実態はつかめません。昭和54年に厚生省による「離婚」についての調査が発表されましたが、離婚女性の生活状況については、ほとんど言及されていません。はんどんはんどん、皆様アンケートの協力を訴えましたが、100に満たない数の協力しかえられていません。このたび、私達の手で全国的に調査をしたいと思、女性セブン」に企画をとちこみ、紙上アンケートを行うことになりました。勝ちながら、皆様には、同じアンケートを送らせていただきますので、お手ごとにアンケートが届いた際は、ご協力をお願い致します。なお、プライバシーは厳守致しますので、安心してお書き下さい。

あなたには、自分のからだを国に管理されていくのを知っていますか？
優生保護法が改悪されようとしています。

私たちは反対します

一九八二年三月十五日の参議院予算委員会において、自民党の村上議員が、「刑法第三二条の墮胎罪を強化し、優生保護法第十四条の中絶を許可する条件の一つに、女性の継続する分娩が、身体的又は経済的理由により、母体の健康を著しく害するおそれのあるものから、経済的理由を削除すべきである」と述べたのに対し、厚生大臣は、「早急に改正案を出したい」との意向を明らかにしました。

本来、子供を産むか、産まないか、また産むとすれば、何人産むかを決定、あるいは選択する権利は、個々の女性の持つ基本的な権利の一つであって、国家が干渉すべき問題ではありません。現在の優生保護法は、第二次世界大戦中に、劣性遺伝を内閣として目的で作られた、「国民優生法」を基にしたもので、そこにあげられている中絶の条件について、決して女性の立場にたって、産む・産まないの選択の自由を女性に認めようとはありません。この選択の自由、刑法の墮胎罪と戦後につくられたこの優生保護法とにより、国家に管理されてきたのです。この上、今回優生保護法の許可条件の一部を削除する事は、今より、さうい、障害者の存在を否定し、優生思想を強化すること、(2)女性や子供を産む時期を選択すること、(3)産む産まないという女性の自己決定権に国家の手でより狭めること、(4)他なりません。以上の様な理由で、私たちは、優生保護法第十四条一項四号の「経済的」理由の削除に反対し、合わせて、刑法墮胎罪と優生保護法とのもの廃止を要求します。

優生保護法改悪阻止連絡会

東京都新宿区巻葉1の10
グリーンマンション(DDビル)101号 気付

03(355)5042

私達達とこのよびがけに協力してください。
(円・平沢)

第37回 ニコニコ離婚講座のお知らせ

【期日】10月28日(木)午後1時半～4時 【受講料】1,000円

【会場】渋谷区渋谷2-14-17 第2小松ビル3F

★渋谷駅から、東邦生命ビル(高層ビル)をめぐす。そこから約10ML、

青山寄り。

第2小松ビル

【講座内容】1部

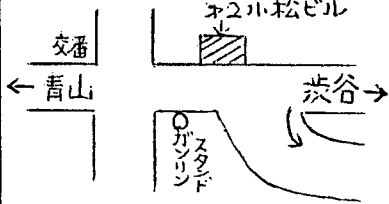
『家庭から社会へ

— 目活したい人のために —

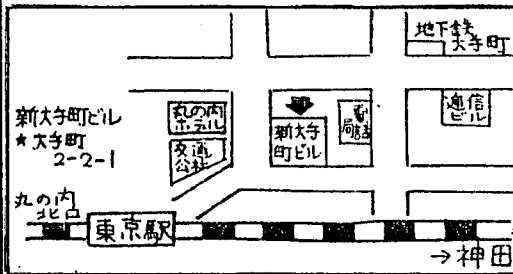
(株)オスス・ミズ代表 和泉育子

2部 『離婚に必要な法律と手続き、
質疑応答』

金住典子 弁護士



“HAND・IN・HANDの会”へのおさそい



★第17回はんどいんばんどの会

【日時】10月21日(木)PM6:30～8:00

【場所】新大寺町ビル一階

『サンパティック・サロン』

【会費】1,000円

【申し込み】TEL. 402-7354 (土・日休)

【テーマ】『男と女の意識のギャップ』

第2回 大阪 HAND・IN・HANDの会へのおさそい

第1回の会合は、吹田市の田中さん宅で行なわれ、12名の参加がありました。2回目からは、会場が変わります。くわしいことは、下記おふたりに、おたずね下さい。

★ 糸田谷 明子さん……078(361)0834

★ 田中 隆子さん……06(387)6720

参加は、女性のみ。第2回は、10月10日(日)の予定です。

編集後記

佐野洋の『壁が囁く』という推理小説の中に「すべての離婚女性がどうであるように、彼女と離婚の話をする時の表情は寂しげであった」という文があった。映画『疑惑』の中、「彼女独身。といっても離婚しているんだ。子供は、父親がひきとっている。」「ふーん、母親の方がひきと

とるのが普通なのにな。」こんな会話の場面があった。編集人は、「すべて…」だの「普通」という言い方は、どこから出るんだらう。やめてくれないかな。と思った。

購読料切れのおさがりを出すことにしました。また、購読を断れる時は、お早目にお知らせ下さい。

▼1982年10月1日 オスス・ヨリック発行

発行人・円より子

▼編集人・平沢 圭以子

〒150

東京都渋谷区神宮前3-33-2

原宿ハ14202 オスス・ヨリック